

大分県NPO法人等人権相談活動支援事業 実施要領

第1 趣旨

県は、大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む人権尊重社会づくり推進条例に基づき、県民等と連携して人権が尊重される社会づくりの推進に取り組むこととしている。そのため、「NPO法人等人権相談活動支援事業」により、NPO法人等がその専門性を発揮して行う人権相談事業や人権啓発事業を支援し、それらの相談・啓発等をより効果的に推進するものであり、この要領は、事業の実施にあたり必要な事項を定めるものである。

第2 補助対象事業者

補助の対象となる事業者は、以下の全てを満たすものとする。

- (1) 特定非営利活動法人（NPO法人）又は公益活動を行う団体であること
（NPO法人においては、事業実施年度の4月1日現在において、特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書を県民活動支援室に提出していること）
- (2) 不特定かつ多数のものの利益（公益）の増進に寄与する活動を行っていること
- (3) 県内に主たる事務所があり、1年以上の相談事業等の活動実績があること

第3 事業実施計画の作成

NPO法人等は、以下に定める書類を、別に定める期日までに提出しなければならない。なお、活動実績を証明する書類および定款、規約等を添付すること。

- (1) 事業計画書（第1号様式）
- (2) 団体調書（第2号様式）（任意団体のみ）

第4 審査

知事は、第3の書類の提出があった場合において、申請事業について別表の選定基準に照らして、審査を行うものとする。

第5 認定

知事は、第4の規定に基づいて事業実施計画書の内容を審査し、適当と認めるときは、事業認定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年度大分県NPO法人等人権相談活動支援事業から適用する。

附 則

改正後の要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

改正後の要領は、令和4年4月1日から適用する。

第1号様式

事業計画書

(年 月 日提出)

団体名		
代表者氏名		
担当者連絡先	氏名	
	TEL	e-mail
事業の目的		
事業計画 ※内容がわかる資料があれば 別途添付してください。		
事業予定期間		
事業費	・ 円 ・ 円 ・ 円	
企業や行政との協働実績		

※定例的な事業の場合は、変更点（効率化、改善した点など）を記載すること

※NPO法人については、定款を添付すること

※任意団体については、第2号様式および規約等を添付すること

※過去1年間の活動実績を証明する書類を添付すること

第2号様式

団体調書

※任意団体のみ記入

名 称			
所 在 地	〒		
代表者氏名			
担当者連絡先	氏 名		
	TEL	()	FAX ()
	e-mail		
設立年月日	年	月	日
目 的			
活動内容/活動実績 (相談件数、講演会、定例会実績等)			
会 員 数	人		
財政規模	前年度決算額	千円	
	今年度予算額	千円	
団体構成員名簿	役職名	フリガナ 氏名	生年月日

第3号様式

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

印

年度大分県NPO法人等人権相談活動支援事業認定通知書

年 月 日に提出があった、年度大分県NPO法人等人権相談活動支援事業実施計画については、認定したので大分県NPO法人等人権相談活動支援事業実施要領第5の規定により通知します。

(別表)

- 1 人権相談、支援、救済につながる事業計画であると認められ、実施時期が適切であること
- 2 定例的な事業の場合は、前回実施内容からステップアップしていることが認められること
- 3 事業の効果が組織内に留まることなく、広く県民等への波及効果が認められる事業であること
- 4 その他知事が認める基準を満たしていること